

# 認可地縁団体について

## 認可地縁団体とは

地縁による団体とは、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて、形成された団体」と定義されています。つまり、自治会のように区域に住所を有する者で構成される団体が「地縁団体」です。

以前は、自治会等で保有する不動産の名義は、自治会長や複数の役員の共有名義などで登記されていたため、財産管理の問題や名義変更の手続き等において支障が生じていました。

こうした問題を解消するため、平成3年4月に地方自治法の一部が改正され、一定の手続きを行うことにより自治会等が法人格を取得し、自治会等の名義で不動産等の登記ができるようになりました。

また、令和3年11月の地方自治法の改正により、不動産等の登記を目的としない場合でも地域的な共同活動を円滑に行うことを目的として、法人格を取得することができるようになりました。

認可地縁団体は、現在の自治会に法律上の権利を与え法人とするものですが、実質的には今までの「自治会」の考え方と大きく変化はありません。法律上でも、公法人や公共団体その他行政組織の一部でないため、市との関係なども認可後も基本的に変わらず、従来からの自治会等同様、住民が自主的に組織して自主的に活動する団体です。市の行政権限を分担することや市の下部組織とみなされるようなことはなく、市は活動や運営方法について、指導・監督権限を持ちません。

## 認可地団体になるには

自治会等が法人格を得るためには、市長の認可が必要です。また、4つの要件を全て満たしていることが必要となります。

- ① 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動（住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理など）を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
- ② 区域が住民にとって客観的で明らかなものとして定められていること。
- ③ その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。
- ④ 一定の事項（目的、名称、区域、主たる事務所の所在地、構成員の資格に関する事、代表者に関する事、会議に関する事、資産に関する事）が定められている規約を有していること。

⇒一般的な自治会規約の内容と異なります。ご注意ください。

## 認可までの流れ

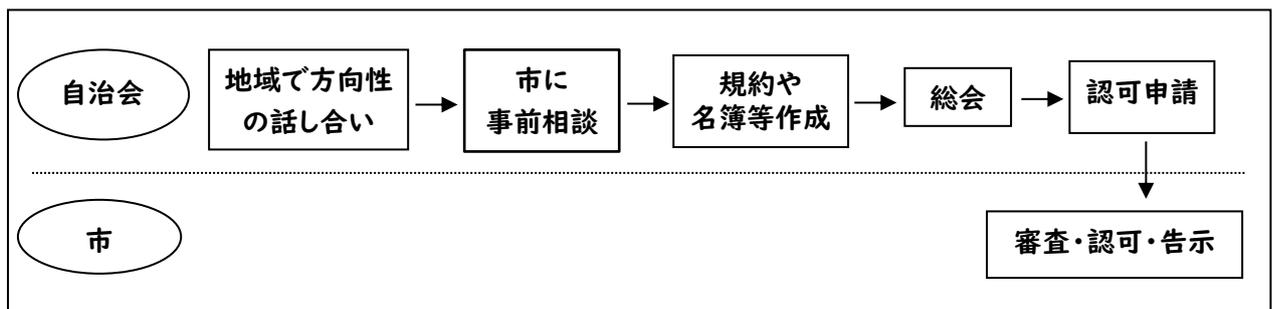
- (1) 自治会等の団体で認可申請について協議します。
- (2) 手続きやスケジュールのご相談などコミュニティ協働推進課(TEL:36-5394)までお問い合わせください。
- (3) 自治会等の総会において、認可申請の意思決定等(規約、構成員、代表者)について、審議して、議決します。
- (4) 認可申請の手続きを行います。

次の①～⑦の書類をそろえて、市へ認可の申請をします。

提出書類	
①認可申請書(様式1)	
②規約	目的、名称、区域、主たる事務所の所在地、構成員の資格に関する事項、代表者に関する事項、会議に関する事項、資産に関する事項が定められていること
③認可申請について、総会で議決したことを証する書類	認可を申請する旨の議決を行った総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人2人以上の署名押印があるもの
④構成員の名簿	世帯主だけでなく、 <u>世帯員全員</u> の氏名・住所が必要
⑤地域的な共同活動を行っていることを記載した書類	総会資料
⑥申請者が代表者であることを証する書類(様式4)	申請者を代表者に出す旨の議決を行った総会議事録写しで、議長及び議事録署名人2人以上の署名押印があるもの及び代表者が承諾したことを証する署名押印のある承諾書
⑦規約で定める区域を示した書類	地図に区域を囲んで表示したもの

- (5) 認可申請後、市が審査を行い、認可し、告示します。

### ◆認可申請手続きから認可までの流れ



## 認可後の手続き

### (1) 規約変更手続き

規約を変更する場合、規約変更の認可申請を市長へ届け出なければなりません。

※変更後の規約は、市長の規約変更の認可を受けなければ効力を生じません。

提出書類
・規約変更認可申請書(様式2) ・規約変更の内容及び理由を記載した書類 ・規約変更を総会で決議したことを証する書類 ・変更後の新しい規約全文 ・告示事項変更届出書(様式3) ※規約変更の内容が告示事項に該当する場合のみ

### (2) 告示事項変更手続き

告示事項(名称、規約に定める目的、区域、主たる事務所、代表者の氏名及び住所等)を変更する場合、市長に届け出なければなりません。

※市長の変更告示がなければ変更したことの効力を生じません。

提出書類
・告示事項変更届出書(様式3) ・代表者変更の承認を受けたことが記載された総会の議事録写しで、議長及び議事録署名人2人以上の署名押印があるもの

### (3) 認可地縁団体の告示事項証明書の交付手続き

認可地縁団体は、市長の告示に基づいて認可された団体であることを証明する証明書(地縁団体台帳の写し)の交付を受けることができます。不動産の登記などで必要になる場合があります。

手続きに必要なもの
①地縁による団体証明書の交付申請書(様式5) ②交付手数料300円/1通につき
※いつでも、どなたでも請求することができます。

### 【問い合わせ・提出先】

宗像市 市民協働部 コミュニティ協働推進課 コミュニティ係

〒811-3492

福岡県宗像市東郷一丁目1番1号

TEL:0940-36-5394